

教職の魅力発信に関する動画制作、放送業務及び Web 広告実施業務委託に係る
プロポーザル実施要領

この要領は、下記業務のプロポーザルに参加しようとするもの(以下「提案者」という)が留意すべき事項について定めたものであり、提案者は以下の事項を了知し、企画提案書を提出するものとする。

1 目的

「教職の魅力」をテーマに、学校で働く教員の姿や県の取組等を紹介する動画を発信することを目的とした動画制作、放送業務及び本県の教員採用総合ページへ誘導するための Web 広告を配信することについて県内民放1局に委託する。

2 業務概要

(1) 業務内容

教職の魅力発信に関する動画制作、放送業務及び Web 広告実施業務委託
(詳細は別添仕様書のとおり)

(2) 履行期間

契約締結日から令和8年3月31日(火)まで

(3) 予算上限額

3,630,275 円(取引に係る消費税及び地方消費税の額を含む)

3 プロポーザルの日程

日 程	内 容
令和7年 6月27日(金)	公告開始
令和7年 7月 4日(金)	参加表明書提出期限
令和7年 7月 8日(火)	参加資格確認結果通知
令和7年 7月15日(火)	質問書提出期限
令和7年 7月17日(木)	質問書回答期限
令和7年 7月24日(木)	企画提案書提出期限
令和7年 7月25日(金) ~7月29日(火)	企画提案書審査
令和7年 7月30日(水)	審査結果通知(発送)

4 企画提案書の作成及び提出

(1) 提出書類

別添企画提案書作成要領により作成した企画提案書

(2) 提出部数

企画提案書 10 部(正1部、副9部)

(3) 提出方法

持参または郵送(書留など配達記録が残るものに限る)とする。

なお、郵送の場合は到着を確認すること。

持参の場合は、県の閉庁日を除く平日の午前9時から午後5時までの間に提出してください。

(4) 提出期限

令和7年 7月24日(木)午後5時(必着)

この期限までに全ての必要書類がそろっていない場合は、受け付けることができませんのでご注意ください。

(5) 提出先

〒850-8570 長崎県長崎市尾上町 3-1

長崎県 教育庁 働きがい推進室

担当:小田

TEL:095-894-3331

(6) 受理の通知

提出いただいた書類が期限までに到着し受付されたときは、提出者に対して書類が到着したことを電話またはメールでお知らせします。

(7) 留意事項等

ア 企画提案書は1者につき1提案のみとします。

イ 企画提案書を受理した後の追加及び修正は認めません(長崎県が補正等を求める場合を除く)。

ウ 厳格に審査するため、企画提案書には、会社名など提案者が特定される情報は記載しないでください。

エ 企画提案書 10部のうち1部は、A4ファイルに綴じて提出してください。また、A4ファイルの表紙には提案事業タイトルと提案者の名称を記入してください。

<記入例>教職の魅力発信に関する動画制作、放送業務及び Web 広告実施業務委託
株式会社

5 質疑及び回答

質疑がある場合は電子メールで受け付けます(様式任意)。なお、正確を期すため、電子メール送信後、電話により受信を確認してください。

質疑と回答の内容は、原則としてプロポーザル参加者全員に回答します。

(メールアドレス) s40190@pref.nagasaki.lg.jp

質問書の提出期限は、令和7年7月15日(火)午後5時までとします。回答は随時電子メール等で行い、最終の回答は令和7年7月17日(木)とします。なお、説明会の開催は予定していません。

6 審査

(1) 審査の方法

ア (2)の審査基準に基づき、審査委員会による審査を行い、最優秀提案者と次点者を選定します。ただし、最高点の者が複数者いる場合は、提案金額の安価な者を最優秀提案者、提案金額が同一の場合には「1.動画制作に関する提案」における点数が上位の者を最優秀提案者とします。なお、「1.動画制作に関する提案」の点数も同一であった場合には、審査委員合議のうえこれを決定します。

イ 審査は書類審査とします。プレゼンテーションによる審査は実施いたしません。

ウ 最優秀提案者は特別の理由がないかぎり、契約交渉の相手方に決定します。

(2) 審査基準

	審査項目	審査基準	配点
1. 業務内容に関する提案	(1) 動画の内容	<p>○提案された動画の内容は、事業の目的及び趣旨を理解したものになっているか。</p> <p>離島部のよさが盛り込まれていない場合は「E」</p>	40
2. 放送回数・時間帯	(1) 動画の放送回数	<p>○動画の制作本数は、合計4本以上となっているか。</p> <p>提案された放送回数の最大の局を5点とする。</p> <p>2位以下は、5点×自社の提案回数÷各提案者の提案回数のうち最大の回数(小数点以下は切り捨て)</p>	5
	(2) 動画の放送時間及び放送時間帯	<p>次の各項目が、それぞれの事業の目的及び趣旨を理解したものになっているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人視聴率 ・放送曜日 ・放送時間帯 <p>視聴率は提案された放送枠の視聴率が最高の局を10点とする。2位以下は、10点を最高視聴率で割り、各局の提案視聴率をかけた点数とする。小数点以下は四捨五入。(視聴率は令和6年4月～令和7年5月の平均)</p> <p>放送時間帯は、平日 12:00～23:00 及び土日 10:00～23:00 を満点(5点)として、放送時間帯に応じて配点する。</p>	15
3. 県の施策の浸透	(1) 視聴機会等の確保	<p>○CM、WEB、SNS、パブリシティなどによる、視聴機会確保のための取組については、県民への浸透が見込めるものであるか。</p>	10

4. Web 広告に関する提案	(1) Web 広告の内容	○Web 広告の内容は、ターゲットに応じた内容になっているか。	15
	(2) Web 広告の目標	提案されたインプレッション数及びクリック率のうち、目標の最大の局を10点とする。	10
5. 提案金額		○価格点の算定式 満点(5点)×各提案者の提案金額のうち、最低の額 ÷自社の提案金額(ただし、小数点以下を切り捨て)	5
			合計 100点

注1) 審査項目1及び2の評価方法は、A、B、C、D、Eの5段階評価とし、評価に応じて審査項目ごとに評点を算出します。

(満点=100点、端数がある場合は、小数点以下第2位を四捨五入)

評価	評点
A(たいへん優れている)	項目の配点 × 1.0
B(優れている)	項目の配点 × 0.8
C(普通)	項目の配点 × 0.5
D(やや劣っている)	項目の配点 × 0.3
E(劣っている)	項目の配点 × 0.1

注2) 審査項目1及び2において、以下に該当する場合は、その企画提案書は不採択とします。

- ・審査委員の評点の平均が50点未満の場合
- ・審査内容ごとの評価において、全審査委員の半数以上が1項目でもE評価とした場合

(3) 審査結果

契約交渉の相手方が決定した後、審査結果は採択の如何に関わらず、全応募者に通知します。

(4) 審査対象からの除外(失格事由)

次のいずれかに該当した場合は、提案審査の対象から除外するとともに、別途、入札に準じて入札参加停止等の措置を講じることとします。

- ア 審査委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。
- イ 他の提案者と応募提案の内容またはその意思について相談を行うこと。
- ウ 事業者選定終了までの間に、他の応募提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示すること。
- エ 応募提案書類に虚偽の記載を行うこと。
- オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

7 契約手続

- (1) 委託業務の実施に際して、企画提案の内容をそのまま実施することを約束するものではありません。選定後には、最優秀提案者と長崎県は、企画提案の内容をもとにして、業務の履行に必要な具体的な履行条件などの協議と調整(以下、「交渉」という。)を行います。この際、内容・金額について変更が生じる場合があります。
- (2) 交渉が調ったときには、随意契約の手続きに進み見積を行います。見積に関しては、別途見積執行通知書を送付します。交渉が調わない場合は、審査の結果次点とされた者が、改めて長崎県と交渉を行うこととなります。
- (3) 契約金額の支払いについては、精算払いとします。
- (4) 交渉の相手方が、交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間において、本件への参加資格を失った場合は、契約を締結しません。

8 提出書類の取扱い

- (1) 提出された書類は返却しません。
- (2) 提出された書類は、必要に応じ複写します(長崎県及び審査委員会での使用に限る)。
- (3) 契約者以外の企画提案内容について、提案者の承諾なしに利用することはありません。

9 問い合わせ先

長崎県 教育庁 働きがい推進室

担当:小田

TEL:095-894-3331

E-mail:s40190@pref.nagasaki.lg.jp

10 その他

- (1) 参加表明書提出後に辞退する場合は、辞退理由等を記載した辞退届(様式任意)を令和7年7月24日(木)午後5時までに提出してください。辞退することによって、今後の長崎県との契約等について、不利益な取扱いをするものではありません。
- (2) 企画提案書の作成経費等、本プロポーザルへの参加に要するすべての費用は、提案者の負担とします。
- (3) 6(4)に加え次の各号に該当した場合、提案者は失格になる場合があります。
 - ア 提出書類に不備があった場合、または指示した事項に違反した場合
 - イ 審査委員、長崎県職員または本プロポーザル関係者に対して、本プロポーザルに関わる不正な接触の事実が認められた場合
- (4) 本業務の実施にあたっては、長崎県と十分な調整を行うこととします。
- (5) 仕様書は、審査の結果選定された最優秀提案者と長崎県が別途協議・調整のうえ、変更することができます。
- (6) 本事業を円滑に遂行するため、長崎県は受注者に対して、業務の進捗状況について報告を求めることができます。